

駐車場法による届出路外駐車場の技術的基準チェックリスト

様式名 チェックリストA

駐車場の名称		チェックした日	設置者	判定した理由・根拠	適合○ 不適合× 非該当—	
駐車場の位置			担当者			
項目						
出入口を設けてはいけない場所の規定	道路交通法第44条	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル（但し、トンネルについては国土交通大臣が認めた場合を除く）				
		交差点の側端から5m以内の部分（国土交通大臣が認めた場合を除く）				
		道路のまがりかどから5m以内の部分				
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分				
		安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				
		乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分				
	施行令第7条	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				
		横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分				
		幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内。中央分離帯がない場合にはその出入口の反対側および左右20m以内				
		橋（国土交通大臣が認めた場合を除く） 幅員が6m未満の道路 縦断勾配が10%を超える道路				
を自動車の交通に配慮	施行令第7条	前面道路が2以上ある場合、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設ける				
		駐車マスの面積が6000㎡以上の場合、出口と入口を10m以上分離する。（出口と入口に通じる道路が工作物により分離されている場合は除く。）				
		自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをする。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上				
		出口付近の構造は、出口から2m後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当路を通行者の存在を確認できる。但し、自動二輪車専用の場合はこの後退距離を1.3mとする。				
基準路に関する技術的	施行令第8条	自動車	自動車	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設ける。		
			自動車	車路の幅員 5.5m以上		
			自動車	一方通行の車路は、3.5m		
			自動車	料金徴収施設が設置され、かつ歩行者が通行しない一方通行の車路は2.75m		
			自動二輪車	車路の幅員 3.5m以上		
			自動二輪車	一方通行の車路は、2.25m		
駐車料金に関する規定（法第13条第3項）	施行令第16条	駐車料金の額の基準（施行令第16条）				
		能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。				
		自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。				
		自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。				
供用時間等の明示（施行令第17条）						
路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。						
建築物である場合の規定	駐車する部分の高さ（施行令第9条）			駐車部分のはり下の高さは2.1メートル以上		
	避難階段（施行令第10条）			直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。		
	防火区画（施行令第11条）			給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。		
	換気装置（施行令第12条）			内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。 ※対象面積は床面積		
	照明装置（施行令第13条）			車路の路面 10ルクス以上		
				駐車部分の床面 2ルクス以上		
	警報装置（施行令第14条）				自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。	
	車路（施行令第8条）			車路のはり下の高さは2.3メートル以上		
				屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）の内法半径は5m以上。自動二輪車専用駐車場の場合は3m以上。		
				傾斜部の縦断勾配は17%を超えない。		
			傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。			
特殊装置の特例（施行令第15条）				機械式駐車装置を用いる場合、その装置が施行令第7条から14条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める場合においては、これらの適用はしない。 ※該当する場合、国土交通大臣の認定証の写しを添付		